

総会運営規則

第1章 総則

第1条（規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第33条にもとづいて定める。

第2条（目的）

この規則は、総会の議事について、円滑に運営することを目的とする。

第3条（開催準備と責任）

1. 総会の開催準備については、規約第26条、第27条、第28条による。
2. 総会の開催準備にあたって退職者連合規約に規定していない事項は、幹事会の責任で行う。

第4条（未規定事項）

この規則で定められていない事項で必要なことは、そのつど総会の議決によって定める。

第2章 総会の成立準備

第5条（司会者、議長団の選出手続き）

1. 司会者は、あらかじめ幹事会で選出した者がこれにあたる。
2. 司会者は、定刻に成立人員を満たしていると認めたときは、ただちに開会を宣言しなければならない。
3. 司会者は、開会のときから総会議長団が就任するまで会議を司会し、仮に議長の職務を行う。
4. 司会者は、開会を宣言したあと、ただちに議長団選出の手続きをとらなければならない。

第6条（議長団の選出）

1. 議長団は、議長1名、副議長若干名をもって構成する。
2. 議長団の選出は、当該総会の承認を得た場合、司会者が候補者の氏名を発表して選出する。ただし、異議のあるときは信任投票をもって行い、候補者が定員をこえるときは選挙によって行う。
3. 議長団選出のための信任投票もしくは選挙を行うときは、役員選挙規則の規定を準用する。

第7条（資格審査委員会の設置）

総会の成立要件を審査するため、次の各号の定めるところにより資格審査委員会を設

置する。

- (1) 資格審査委員は、3名とし、役員1名および代議員から選出した委員をもって構成する。
- (2) 資格審査委員は、前号の規定にもとづき幹事会において産別・関連退職者連合に割当てを行って選出し、総会議長が任命する。
- (3) 資格審査委員会の設置は、前号の規定によって選出された委員を総会議長が議場発表することによって成立する。

第8条（総会運営委員会の設置）

総会の運営を円滑に行うため、次の各号の定めるところにより総会運営委員会を設置する。

- (1) 総会運営委員は、3名とし、役員1名および代議員から選出した委員をもって構成する。
- (2) 総会運営委員は、前号の規定にもとづき幹事会で産別・関連退職者連合に割当てを行って選出し、総会議長が任命する。
- (3) 総会運営委員会の成立は、前条第3項の定めにより準ずる。

第9条（総会事務局の設置）

総会の秩序を維持し事務を処理するため、次の各号の定めるところにより、総会事務局を設置することができる。

- (1) 総会事務局は、総会書記長および事務局員で構成する。
- (2) 総会事務局は、退職者連合事務局員とし、総会議長が任命する。

第3章 議長団の任務と権限

第10条（会議成立宣言）

議長は、会議の成立を宣言し、議事の進行を行う。

第11条（議長の任務）

議長は、次の任務を行う。

- (1) 議事日程にしたがい、議事の円滑な進行を行う。
- (2) 議場を管理し、その秩序を保つ。
- (3) 総会書記長ならびに書記を任命し、会議の記録をとらせる。
- (4) 資格審査委員および総会運営委員を任命する。
- (5) 議事録を作成させ、これが正確であることを確認して署名する。

第12条（議長の権限）

議長は、前条の任務をまっとうするため、次の権限を有する。

- (1) 総会議事の主宰。
- (2) 発言の許可または禁止、整理。
- (3) 議場内において会議の諸規則に違反し、または議場を混乱に陥れる者がいる場合における、その行為の中止または退場の命令。

- (3) 議場が騒然として整理することが困難であると認めた場合における、その日の会議の閉会または中止。

第13条（副議長の任務と権限）

1. 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代理する。
2. 副議長が議長席に着席したときは、議長にかわり議長の任務と権限を有する。

第4章 総会書記長および事務局の任務

第14条（総会書記長および事務局の任務）

1. 総会書記長は、あらかじめ幹事会の指名にもとづき大会議長が任命する。
2. 総会書記長は、議長の職務遂行を補佐し、総会運営ならびに議事進行の記録を統括する。
3. 事務局は、総会書記長の指示のもと、総会議事の記録、総会文書の作成・配布告示事項の作成・保管、採決の実施と結果の記録、会場整備、その他総会庶務に属する事項を行う。

第5章 資格審査委員会、総会運営委員会および選挙管理委員会

第15条（資格審査委員会および総会運営委員会の運営）

1. 資格審査委員会および総会運営委員会にそれぞれ委員長1名をおく。委員長は、委員の互選によって選出する。
2. 資格審査委員会および総会運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
3. 議事の採決は、出席委員の過半数によって決し、賛否同数のときは委員長が決する。

第16条（資格審査委員会の任務と権限）

資格審査委員会は議長を補佐し、代議員の資格および会議の成立要件を審査する。

第17条（総会運営委員会の任務と権限）

総会運営委員会は、議長を補佐し、総会の運営についてつぎの事項を行う。

- (1) 議事日程の整理。
- (2) 緊急提案および修正動議に関する所定の手続きについての審査を行うとともに、必要により、議案の提案者を招致してその説明を求めることができる。
- (3) 投票管理業務。
- (4) 委員長またはその命令をうけた委員は、担当業務について総会報告することができる。

第18条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、役員選挙規則にもとづき設置・運営され、退職者連合役員の選出について、議長を補佐し、投票管理、当選者の発表等に関する事項を処理する。

第6章 議 事

第19条（成立人員）

総会は、招集人員の3分の2以上が出席しなければ議事を行うことはできない。

第20条（採 決）

総会議事の採決は、特別の定めのある場合の他、出席代議員の過半数で決定し、賛否同数のときは議長が決する。

第21条（採決の方法）

1. 総会の議事の採決は、挙手によるほか直接無記名投票による。ただし、異議のないときは口頭または拍手による賛成の意思表示で行うことができる。
2. 次の各号に定める議事は、代議員による直接無記名投票による表決をおこなわなければならない。
 - (1) 退職者連合の解散。
 - (2) 役員等の罷免。
 - (3) 構成組織の除名および権利停止。
 - (4) 役員等の罷免、構成組織の除名および権利停止に対する抗告の審理。

第22条（投票による採決）

1. 無記名投票は、議場を閉鎖し出入りを禁じたうえ、総会運営委員会が代議員証を確認し、投票用紙を交付して行う。
2. 議長は、投票による採決を行う場合は、総会運営委員会に投票管理業務を行わせ、投票ならびに開票の管理を命ずる。

第23条（会議の公開）

1. 会議は、原則として公開とする。
2. 議長は、出席代議員の3分の2以上の賛成により、会議を非公開とすることができる。

第24条（発言の手続き）

総会で発言しようとする者は、議長に発言の許可を求め、その指名をうけなければならない。

第25条（緊急提案の手続き）

代議員が緊急提案しようとするときは、代議員の10名以上の署名による賛成を得て、総会運営委員会の指定する時刻までに、総会運営委員長宛に書面をもって提出しなければならない。

第26条（修正動議）

代議員による修正動議の提出は、代議員の10名以上の署名による賛成を得て、総会運営委員会の指定する時刻までに、総会運営委員長宛書面をもって提出しなければならない。

ない。

第27条（優先動議）

議長は、代議員から議事進行について下記の各号の一に関する動議が出されたときは、これを他の発言に優先して議題に供さなければならない。

- (1) 議事の進行。
- (2) 討論打ち切り。
- (3) 議長不信任。
- (4) 議場の状態または運営。
- (5) 休会、休憩、再開時期。

ただし、一旦発言を許してからも、その発言が議事進行の主旨を逸脱していると認められるときは、議長はその発言を禁止し、または議長の権限でその動議を撤回することができる。

第28条（議事進行の順序）

1. 議長が議事の進行を行うときは、提案理由の説明、質問、討論、および採決の順序によって行うものとする。ただし、異議のない場合は、質問、討論を省略して採決を行なうことができる。
2. 議長は、質問、討論において発言を求める者が多数あって、日程上すべての者の発言を許すことができない場合は、発言を制限することができる。

第29条（採決の順序）

1. 議長が採決を行う場合、修正動議が出されているときは原案に最も遠い修正動議から順次これを行わなければならない。
2. 議長は、修正動議が可決された場合、以後これに反する修正動議、または原案について採決することができない。
3. 議長は、修正動議が否決されたとき、もしくは修正動議が提案されていないときは、原案について採決しなければならない。
4. 採決は、賛成、反対、保留の順序で行う。

第30条（一事不再議）

一旦表決した議事は、当該総会において再び議題に供することはできない。

第7章 傍 聴

第31条（傍聴人）

傍聴人は、退職者連合が発行する傍聴券を提示しなければならない。

第32条（傍聴人の規律）

1. 傍聴人は、議長の指示にしたがい、所定の場所において傍聴しなければならない。
2. 傍聴人は、会場で発言し、その他議事の進行を妨害する行為をしてはならない。

第8章 議場の秩序維持

第33条（議席の指定）

代議員の議席は、あらかじめ幹事会の定めるところにより、これを指定する。

第34条（議場の秩序維持）

1. 代議員は、みだりにその議席を離れ、議場を混乱させる行為をしてはならない。
2. 代議員が発言を求めるときは、指定された自分の議席より「議長」とよび、挙手を行う。
3. 発言者は、発言する前に組織名および氏名を告げてから発言をしなければならない。
4. 議場に文書を頒布し、また貼付しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。ただし、幹事会における準備手続きとして、あらかじめこれを許可したものについてはこの限りでない。

第9章 付 則

第35条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

第36条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

第37条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。